

議 会

現在の相模原市の議会議員46人は引き続き在職し、城山町16人、津久井町18人及び相模湖町12人の議会議員は失職します。

合併後50日以内に行われる増員選挙では、現在の城山町を選挙区として2人、津久井町を選挙区として2人、相模湖町を選挙区として1人の議会議員が、それぞれ平成19年4月29日（予定）を任期として選出され、新市の議会議員は、51人になります。

合併後最初に行われる相模原市の議会議員の任期満了（平成19年4月29日予定）による一般選挙では、現在の相模原市を選挙区として46人、城山町を選挙区として2人、津久井町を選挙区として2人、相模湖町を選挙区として1人の合計51人の議会議員が、平成23年4月29日（予定）を任期として選出されることとなります。

現在の議員定数		合併時	H19.4.29	H23.4.29
		現在の議員定数	合併後の増員選挙時の議員定数 (任期=増員選挙～H19.4.29予定)	合併後最初の一般選挙時の議員定数 (任期=H19.4.30～H23.4.29予定)
相模原市	46人	46人	46人 (引き続き在職)	46人
城山町	16人	16人	2人	2人
津久井町	18人	18人	2人	2人
相模湖町	12人	12人	1人	1人
合 計	92人	92人	51人 (内増員選挙を行う 議員数は5人)	51人

農 業 委 員 会

相模原市の区域と城山町、津久井町及び相模湖町を区域とした2つの農業委員会を設置し、選挙による委員は、合併後1年間、引き続き新市の委員として在任します。

また、その後の各農業委員会の選挙による委員の定数は、相模原市を区域とする農業委員会は、現行どおりとし、城山町、津久井町及び相模湖町を区域とする農業委員会は、相模原市の農家世帯数をもとに算出した人数の14人とします。

区 分	現在の定数	合併後1年間 (合併特例法適用)		合併1年後 (合併特例法適用期間経過後)	
	選挙委員	区 分	選挙委員	区 分	選挙委員
相模原市	20人	相模原市を 区域とする 農業委員会	20人	相模原市を 区域とする 農業委員会	20人
城山町	11人(8人)	城山町、津久井町及び 相模湖町を区域とする 農業委員会	8人	城山町、津久井町及び 相模湖町を区域とする 農業委員会	14人
津久井町	16人		16人		
相模湖町	10人		10人		
合 計	57人(54人)		54人		34人

() 内は実人数

SAGAMIHARA SHIROYAMA TSUKUI SAGAMI-KO